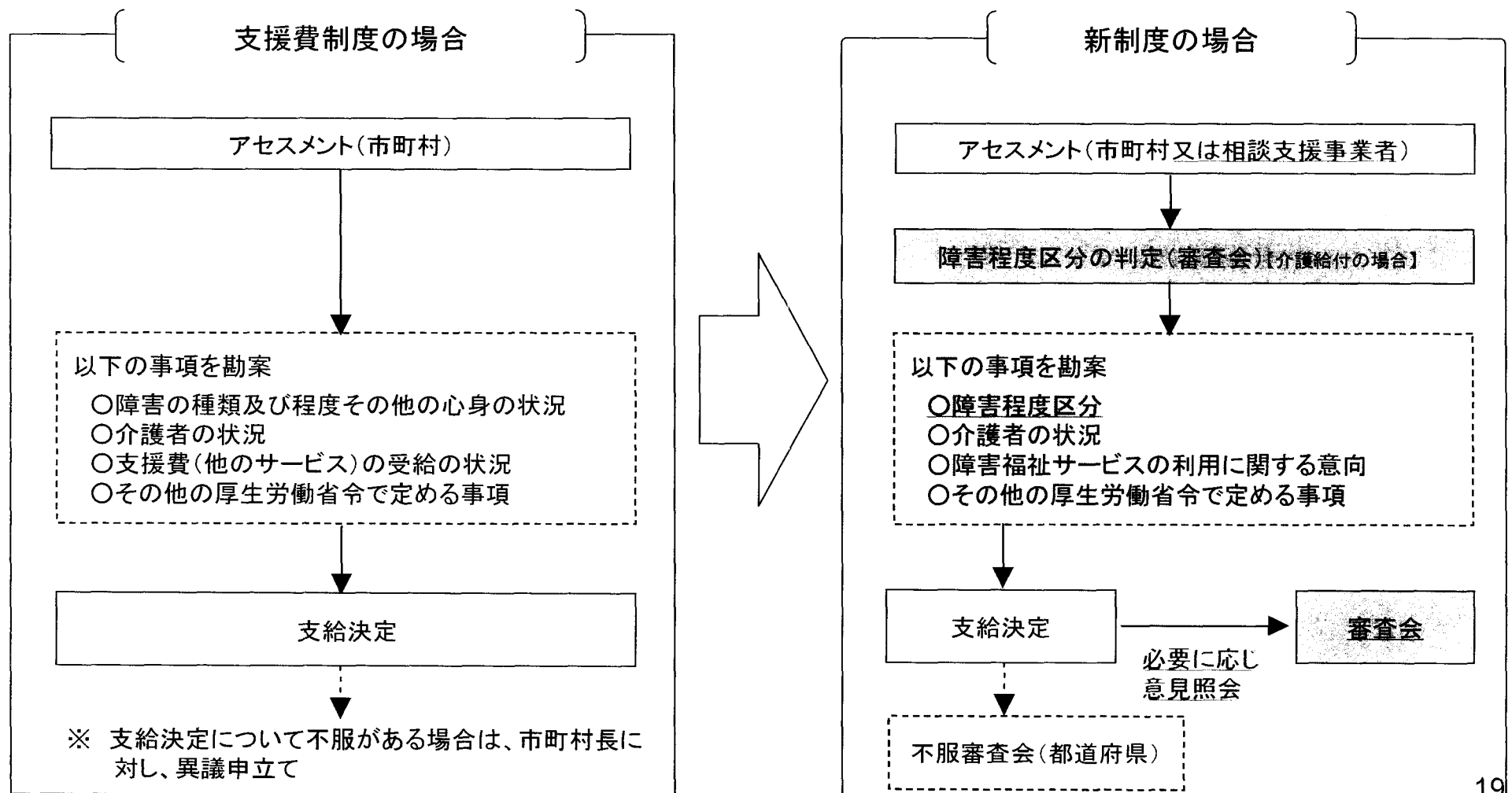


障害福祉サービスの 支給決定・サービス利用のプロセス

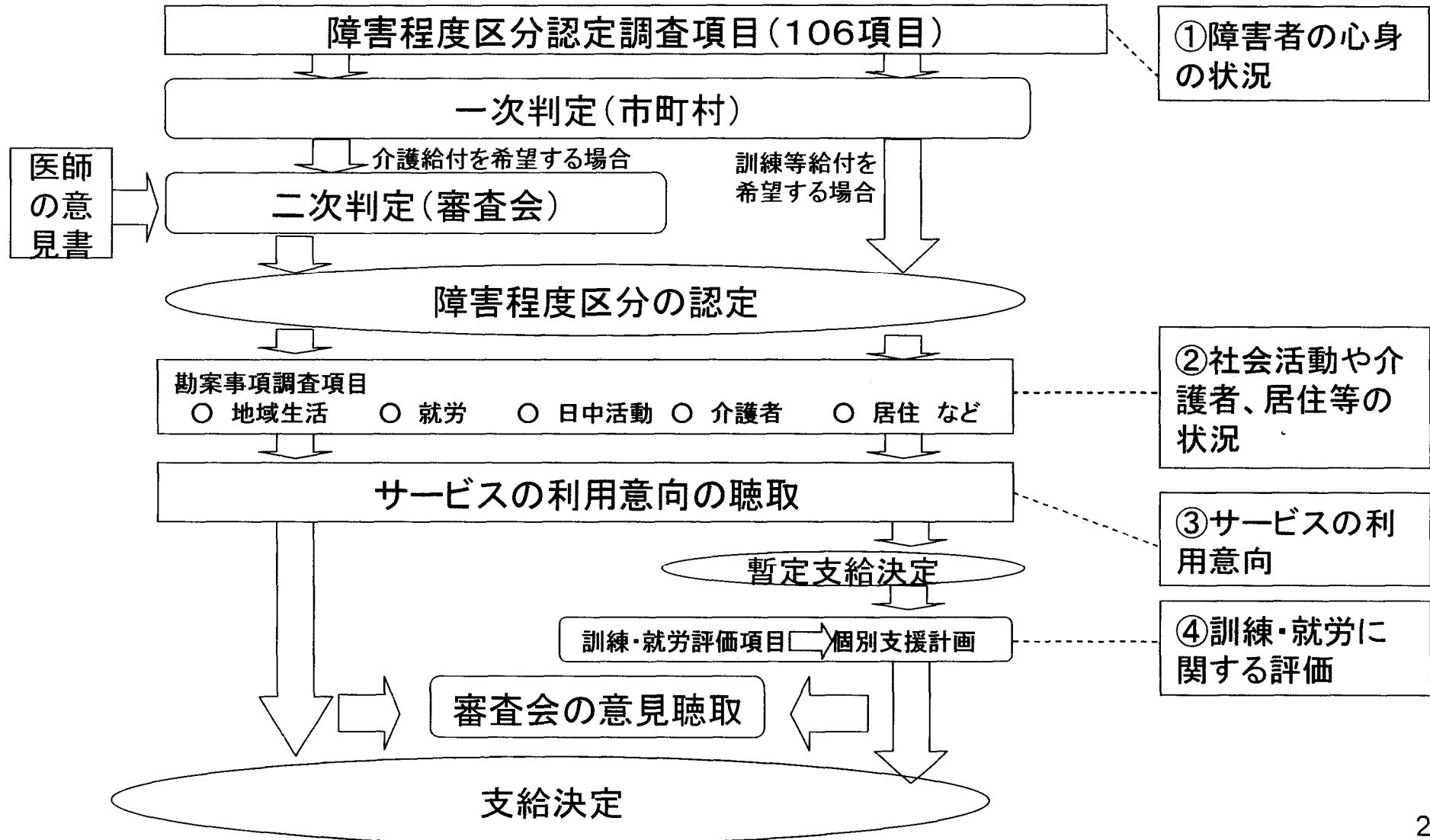
支給決定手続きや基準の透明化、明確化

- 障害者のニーズに即して、支援を効果的に実施するための仕組み(ケアマネジメント)を制度化。
- 福祉サービスの個別給付については、支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を開発。介護給付に係る障害程度区分の二次判定のため審査会を設置。
- サービスの長時間利用のケース等については、市町村は、住民に対する説明責任が果たせるよう、審査会に意見を求めることができるようにする。



支給決定について

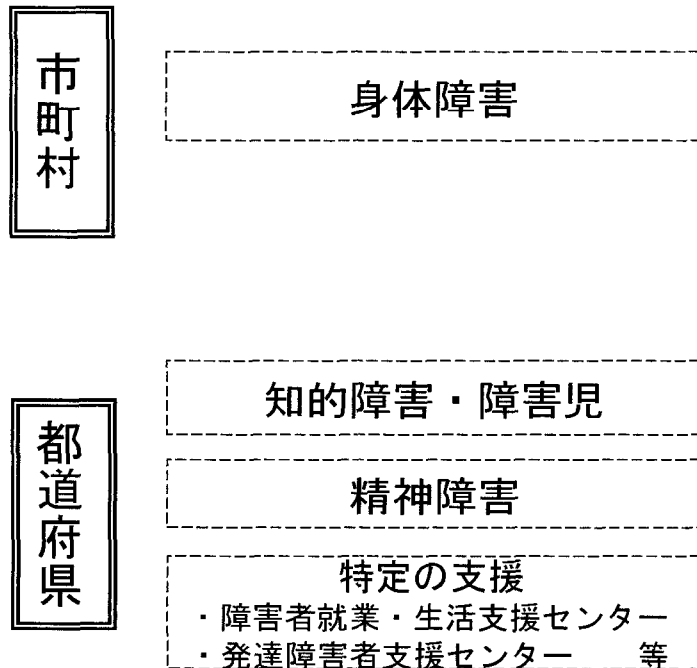
障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



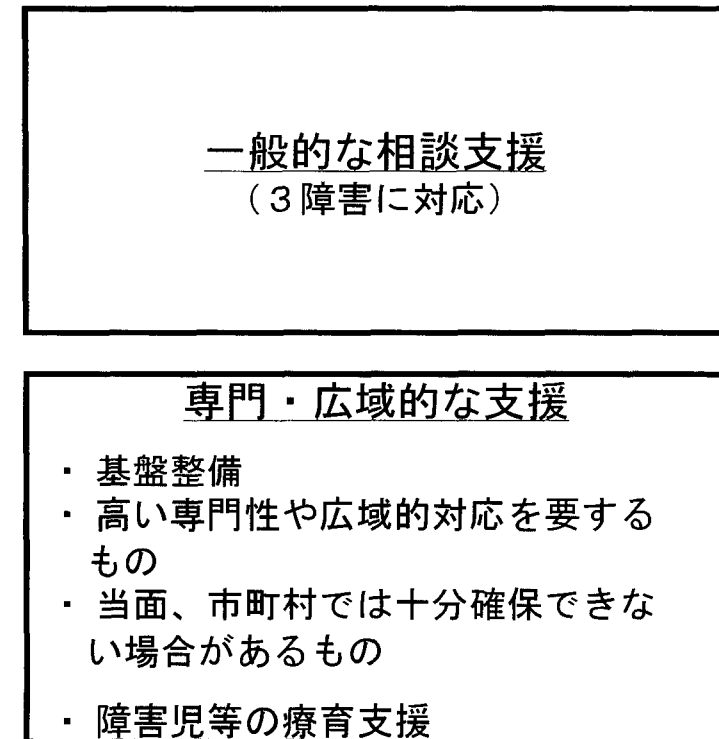
相談支援事業の見直し

- 相談支援事業が、市町村と都道府県に分散している状況を改め、障害種別にかかわらず、市町村に一元化。
- 都道府県の役割は、専門性の高い事業など、広域的対応を要するものに明確化。
- 地域の実情に応じた多様なかたちを推進。

【現行】



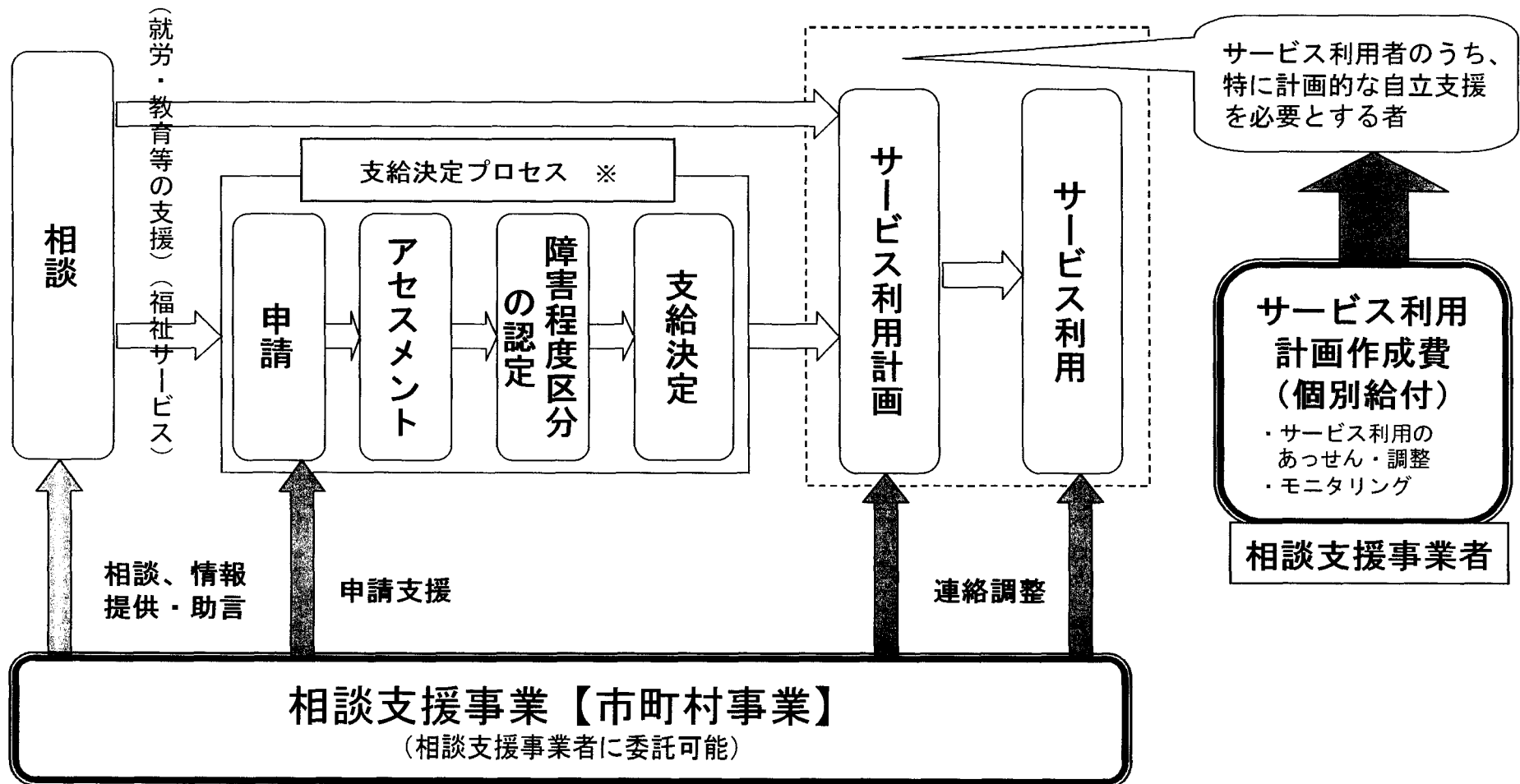
【新制度】



相談支援事業とサービス利用計画作成費について

新制度では、

- (1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の必須事業（地域生活支援事業）として相談支援事業を位置付け、これを相談支援事業者へ委託できるようにする。
- (2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。

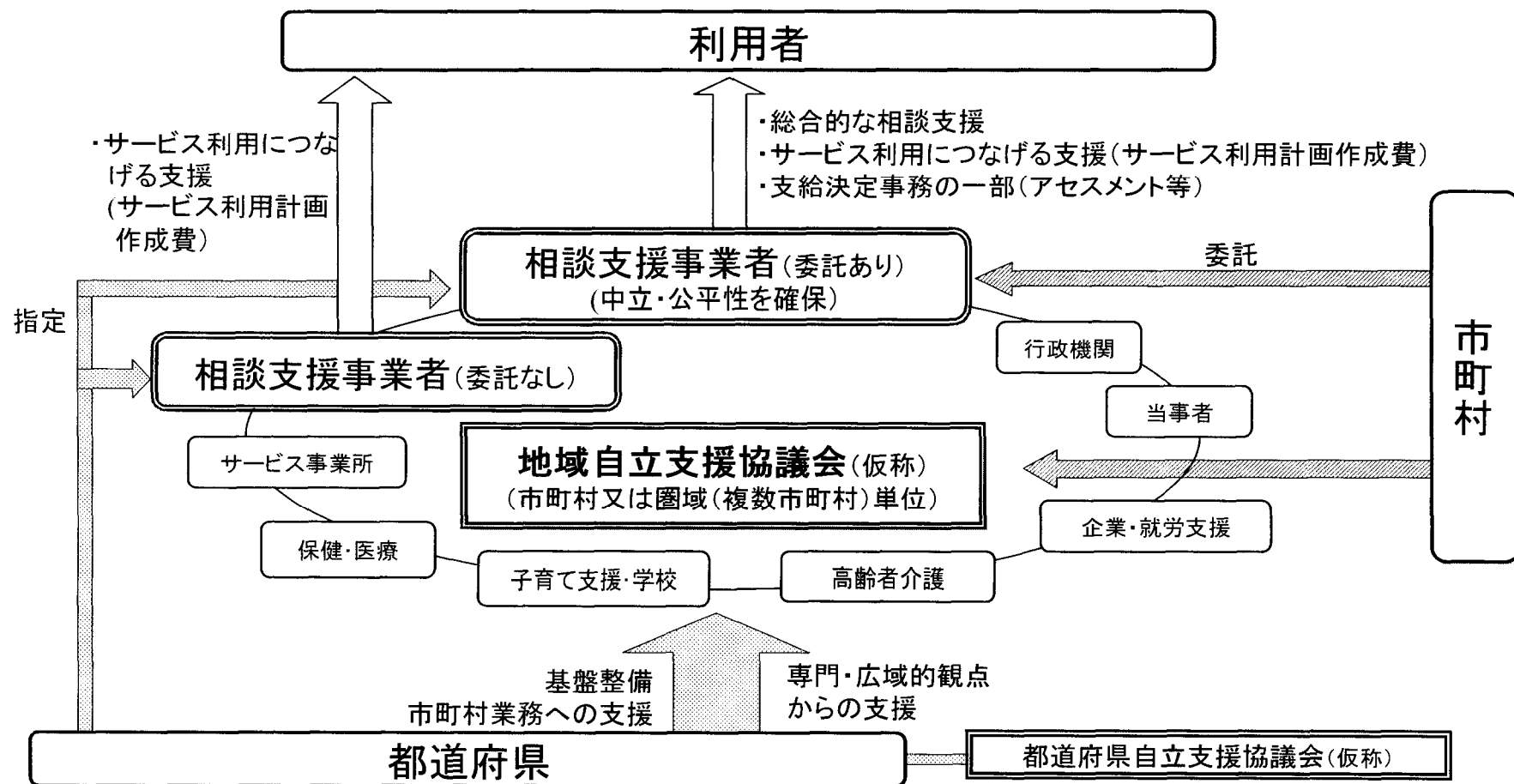


※支給決定事務の一部（アセスメント等）について、市町村から相談支援事業者へ委託可能。

地域における相談支援体制について

(市町村が相談支援事業者に委託して行う場合)

- 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村は「地域自立支援協議会（仮称）」を設置し、次のような機能を確保。実施に当たり、個別ケースの調整会議を開くなど、多様なかたちを想定。
 - ・ 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
 - ・ 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
 - ・ 地域の関係機関によるネットワークを構築



障害福祉計画

障害保健福祉サービスの計画的な整備

国 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針

市町村（市町村障害福祉計画）

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

都道府県（都道府県障害福祉計画）

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

国の障害者プラン

サービス利用者の将来見通し

推計結果のポイント

- 新制度の障害福祉サービスについて、以下の3つに区分して推計
 - ・訪問系サービス(ホームヘルプサービス)
 - ・日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等)
 - ・居住系サービス(施設入所、グループホーム・ケアホーム)

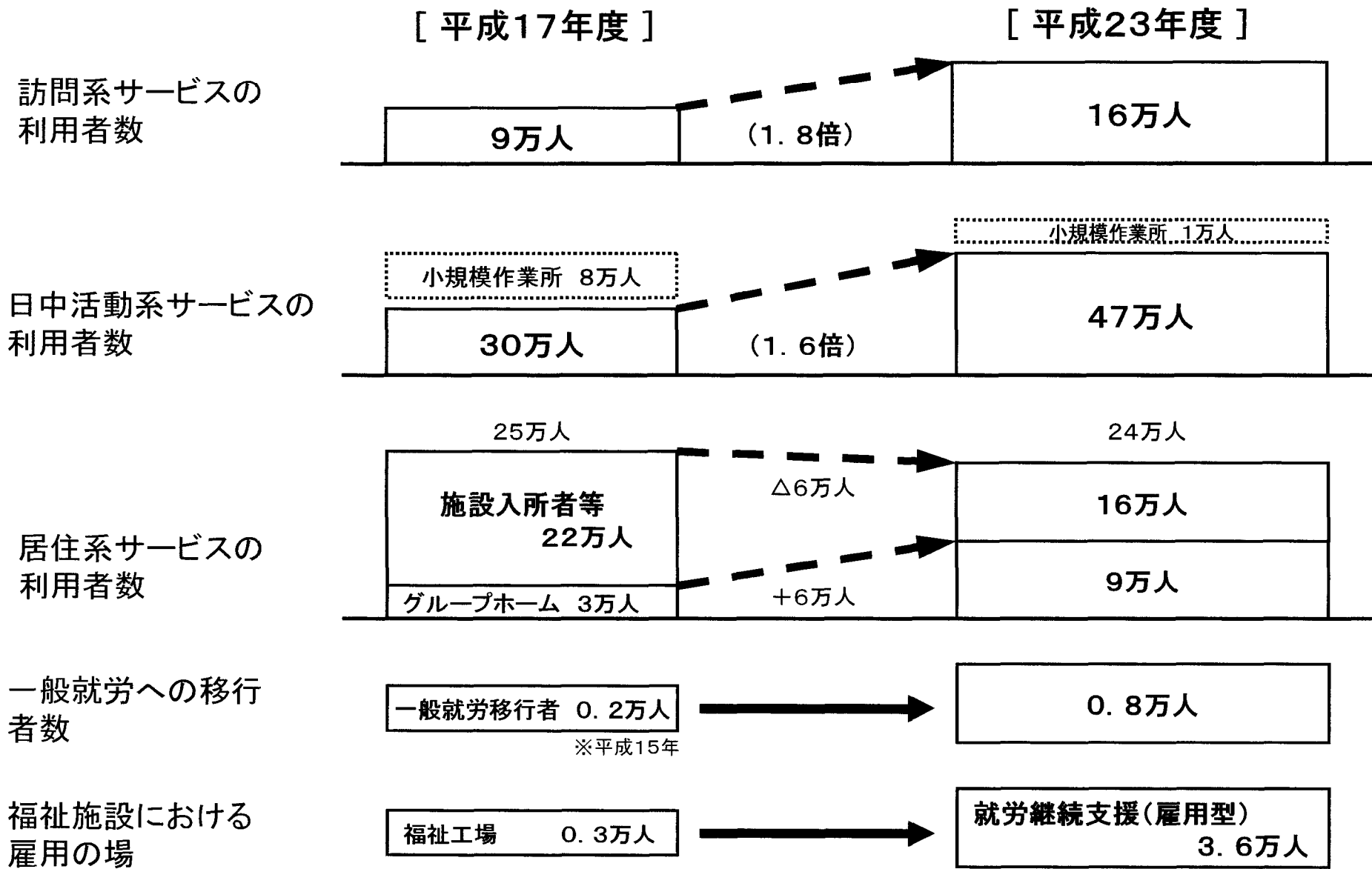
- 訪問系サービスについては、近年の動向を踏まえ、現在、利用率が低い地域を中心に利用者が増え、平成23年度には現在の1.8倍(約16万人)に増加

- 日中活動系サービスについては、旧体系サービスから新体系サービスへの段階的移行を見込むとともに、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行や精神入院患者の退院促進により、平成23年度には利用者が現在の1.6倍(約47万人)に増加

- 居住系サービスについては、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の実施に伴う入所施設定員数の減少とグループホーム等への転換、一般住宅等への移行を進めることにより、平成23年度には、グループホーム・ケアホームの入居者が現在の3倍(約9万人)に増加。結果として、施設入所者及び退院可能な精神入院患者のうち約6万人が地域生活に移行する見通し

- 障害者の就労については、就労移行支援事業等の推進により、平成23年度には、福祉施設から一般就労への毎年度の移行者が現在の4倍(約0.8万人)に、福祉施設における就労の場が現在の10倍(約3.6万人)に増加

推計結果の概要



基盤整備の基本的な考え方

○ 新サービス体系への移行に関する経過措置期間中(平成18年度～平成23年度)のサービス利用者の将来見通しを踏まえつつ、国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進める。

1. 全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

・立ち後れている精神障害者などに対するホームヘルプサービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障

3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

・地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

障害福祉計画の中長期的なスケジュール

平成18年春

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

新サービス体系への移行

国の基本指針

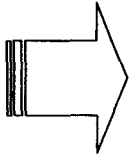


第1期計画期間
(18年度中に策定)

障害福祉計画策定
(都道府県、市町村)

地域の実情に応じ、サービスの
数値目標を設定

- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス
- ・居住系サービス

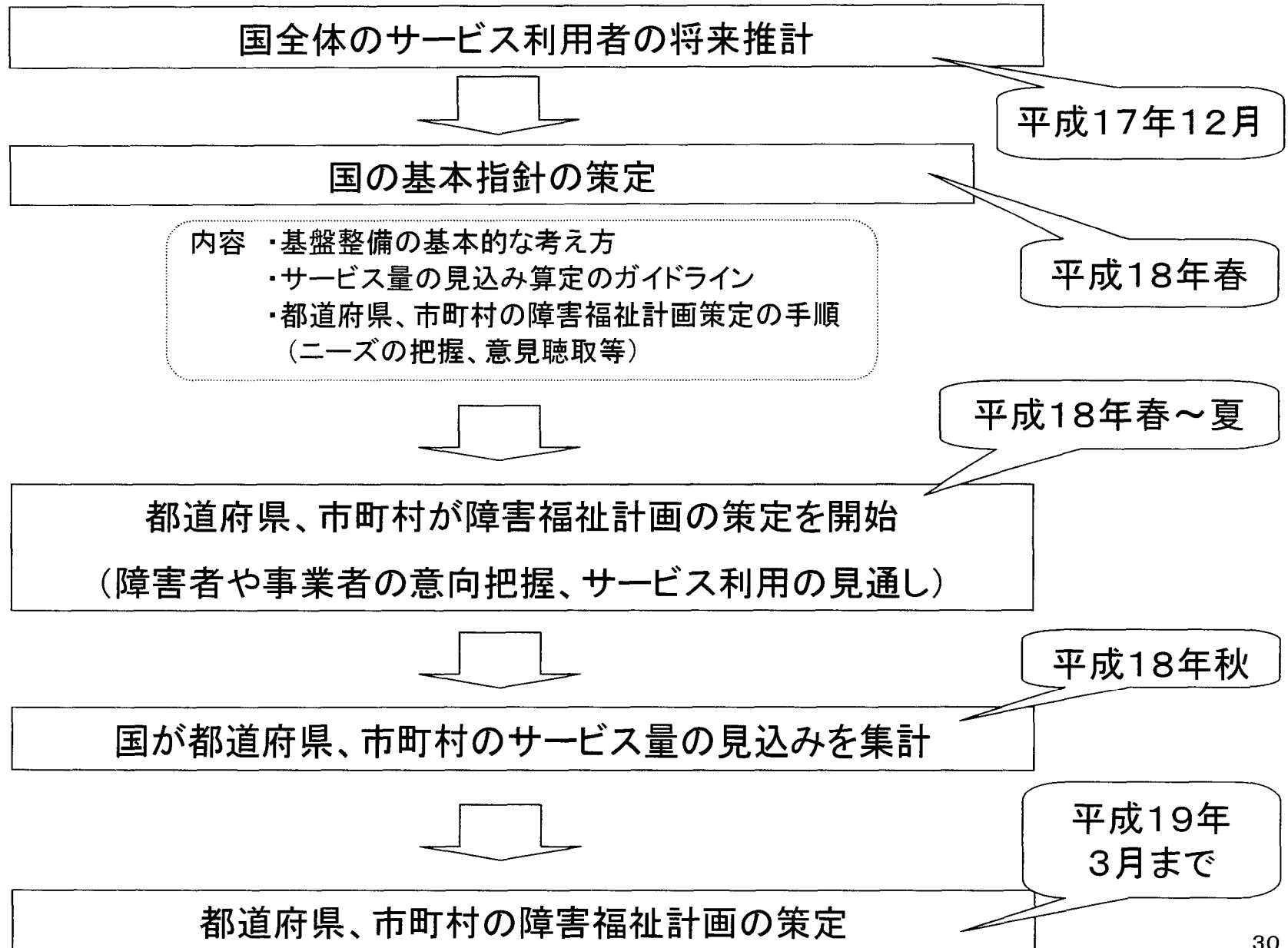


第2期計画期間

障害福祉計画策定
(都道府県、市町村)

※ 第1期の実績を踏まえ、
第2期計画を策定

障害福祉計画策定に向けた手順について



障害福祉サービスの利用者負担の見直し

障害福祉サービスの負担を見直します

～今後とも障害のある方が必要なサービスを受けられる制度とするために～

応能負担から定率負担へ

- 障害福祉サービス制度を、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づき誰もが利用できるユニバーサルな制度に見直します。
 - 障害のある方も社会の構成員として利用者負担をすることで、制度を支える一員となっていただきます。
- ⇒ このため、利用者負担の見直しを行うとともに、サービスに必要な費用を国が責任を持って負担する仕組みを導入し、新たにサービスを利用される方がサービスを受けるために必要な財源が確保されるようにします。

施設等での食費は自己負担へ

- 自宅で暮らしていても施設で暮らしていても、費用負担が公平になるようにします。

所得の低い方へは負担の軽減を図ります

<定率負担については…>

- どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。
- 資産等が少ない方には、収入の額に応じてさらに、上限額を引き下げます。

<食費等の負担については…>

- 全額負担しなくてもよいう、負担軽減を図ります。

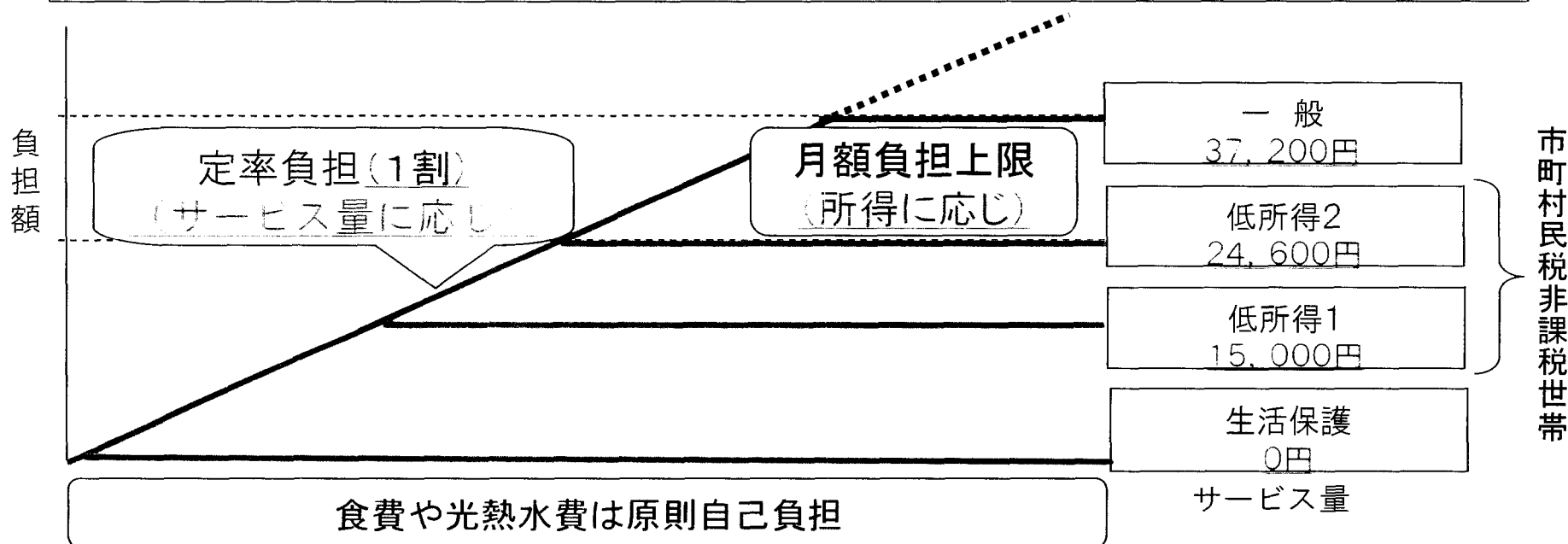
※ この資料は、18年4月時点での利用者負担及び軽減措置を記載したものであり、3年後に障害者自立支援法全体の見直しを行う際に、利用者負担についても、併せて見直しを行います。

利用者負担の月額上限措置について

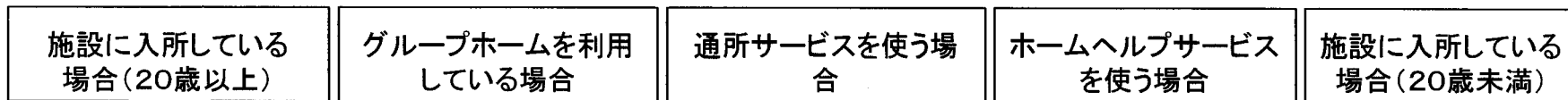
利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

→次ページのとおり特例の取り扱いあり。

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税非課税世帯に属する者であって、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）以下の者
- ③低所得2：市町村民税非課税世帯に属する者
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一般：市町村民税課税世帯に属する者

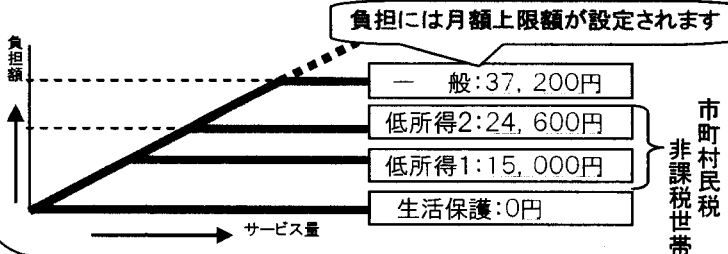


あなたの利用者負担はこうなります(福祉サービス)



サービスについての費用

① 原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。



- 一般・市町村民税課税世帯
- 低所得2・市町村民税非課税世帯 (世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 低所得1・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

☆所得を判断する「世帯」の範囲について
原則は同じ世帯に属する方の状況で判断しますが、あなたが税制と医療保険で「被扶養者」でなければ、あなたと配偶者の収入とすることもできます。

② 同じ世帯で他にも障害福祉サービス、介護保険のサービスを受けている方がいれば、その合算額が①を超えないように負担額を軽減します。

③ さらに、収入に応じて個別に減免します(資産が350万円以下の方)。

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円です。
- ・収入が6.6万円を超えても、超えた収入の半分を上限額とします。
- ・さらに、グループホーム入居の方については、6.6万円を超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額とします。

④ さらに、社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合については、①の上限額を半額にします(資産が350万円以下の方等)。

- ・低所得1: 15,000円→7,500円
- ・低所得2: 24,600円→12,300円 (通所サービスを利用する場合 24,600円→7,500円)

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。

⑥ 収入が低い場合は… サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、少なくとも2.5万円が手元に残るよう、実費負担額の上限額を設定します。

※ 従前からグループホームでの食費等は自己負担していただいておりますが、通所サービスを利用された場合は、7の減額措置が適用されます。

⑦ あなたの世帯の所得が低い場合は… 食費負担額を3分の1に減額します(月22日利用の場合5,100円程度の負担)。

⑧ 保護者の方の収入に応じて… 地域で子どもを養育する世帯において通常かかる程度の負担となるよう、実費負担額の上限額を設定します。

負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本とし、国民全体で制度を支えることとしますが、併せてきめ細やかな軽減措置を講じます。

食費・光熱水費
実費全額の自己負担を原則としますが、各種の軽減措置を講じます。

※ この資料は、18年4月時点での利用者負担及び軽減措置を記載したものであり、3年後に障害者自立支援法全体の見直しを行う際に、利用者負担についても、併せて見直しを行います。